

教育財産の一部用途廃止の件

下記の教育財産を用途廃止する。

令和2年11月11日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

記

- 1 用途廃止の理由  
瓦木幼稚園の土地の一部について、保育施設用地として活用するにあたり、こども支援局に所管換えを行うため
- 2 用途廃止となる教育財産  
別紙1のとおり
- 3 跡地活用の内容  
保育施設用地（こども支援局）として活用
- 4 用途廃止の予定時期  
令和2年12月

教育財産の一部用途廃止の件  
（瓦木幼稚園）

教育委員会 学校教育部 学校保健安全課



教育こども常任委員会 所管事務報告
資 料
令和 2 年 1 月 27 日

※報告日までは外部への  
資料提供はご遠慮ください。

## 「あすなる学級」の拡充について

教育委員会 学校教育部 学校保健安全課

# 1 背景

## ■はじめに

児童生徒数が減少する中、不登校児童生徒数は全国で6年連続増加している。西宮市においても小学校は平成25年度から、中学校は平成27年度から増え続けており、特に平成28年度からは小・中学校ともに大きく増加している。このような中、平成29年2月にいわゆる「教育機会確保法」が施行され、令和元年10月25日に「不登校児童生徒の支援の在り方について」（文科省通知）が発出されており、「不登校」に関する捉え方、考え方がこれまでと大きく変化してきている。

不登校児童生徒の、不登校になった原因、現在の状況や考え方は実に様々なため、個に応じた支援が重要になっている。そのため市は、令和元年10月1日より、これまでのこども未来センター内にある不登校児童生徒支援施設「あすなる学級」を、少人数制、半日制に再編して「あすなる学級みらい」とし、新たに西宮市立鳴尾北幼稚園休園施設を活用して学級制、一日制の「あすなる学級なるおきた」を設置し、市内2か所目の「あすなる学級」として拡充した。

しかし、入級できる人数は限られており、両施設合わせて約70名程度の受け皿となっている。入級のニーズは高まっており、令和元年度、「あすなる学級なるおきた」では11月末で受け入れを停止し、「あすなる学級みらい」においてもこれ以上受け入れることが困難な数に迫っている現状がある。そこで、令和2年度より休園となる西宮市立瓦木幼稚園施設を活用し、市内3か所目となる「あすなる学級」として整備し、拡充することにより、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

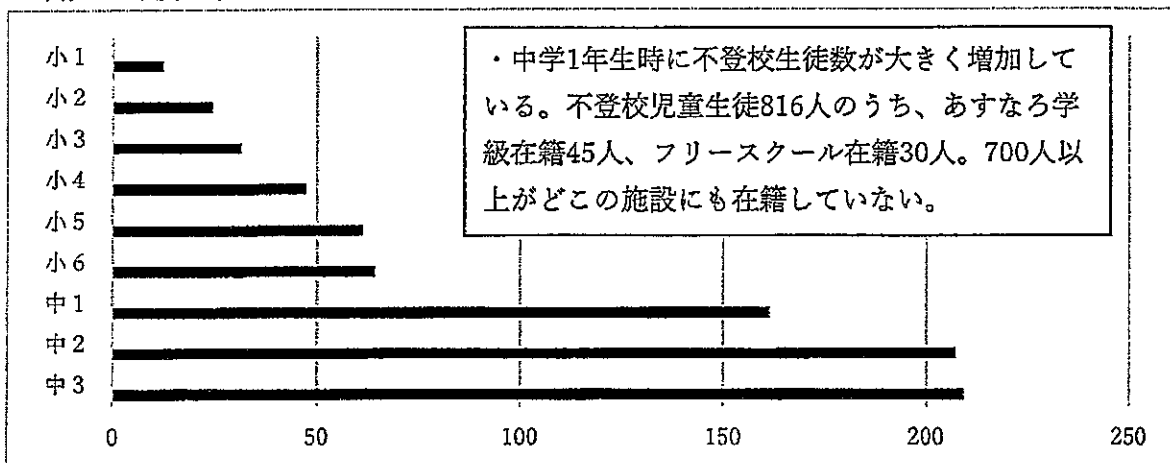
## ■過去5年間の市立小・中学校の不登校児童生徒数の推移とあすなる学級の在籍数（R1.11.29現在）

	小学校	中学校	合計	あすなる学級在籍
H26年度	73	271	344	45
H27年度	90	223	313	33
H28年度	115	314	429	37
H29年度	157	397	554	46
H30年度	239	577	816	45
R元年度	…	…	…	※㊦13 ㊦23

※㊦は「あすなる学級みらい」。本入級、体験入級、入級準備中を合わせて30人

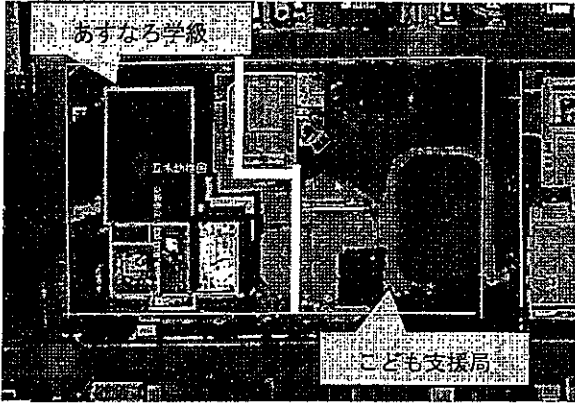
㊦は、「あすなる学級なるおきた」。同43人

## ■平成30年度の市立小・中学校の不登校児童生徒数の学年別内訳

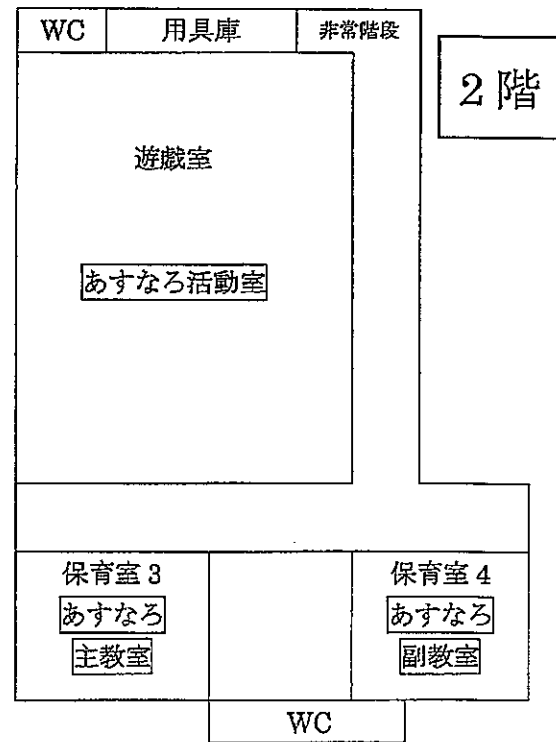
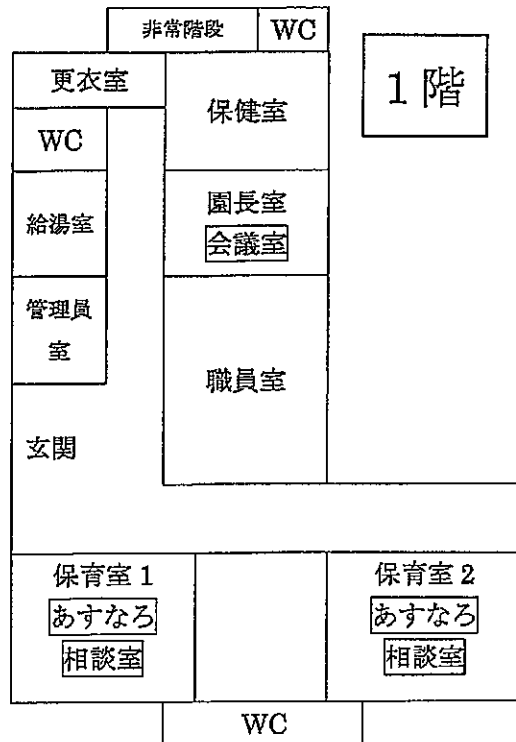


## 2 施設活用の想定

① 瓦木幼稚園の上空写真（所在地：中島 5-2）



② 瓦木幼稚園の外観



敷地	東側	待機児童対策として、保育施設を整備する。（こども支援局）
	西側	不登校児童生徒を支援する「あすなる学級」を開設する。（教育委員会）
園舎	1階	保育室1,2をカウンセリングや保護者面談等を行う相談室とする。園長室を会議室として使用する。
	2階	保育室3を主に学習活動を行う「主教室」とする。保育室4は「副教室」、遊戯室を「活動室」として表現活動やスポーツ活動等で使用する。

### 3 スケジュール等

■開設に向けてのスケジュールの想定

所管	教育委員会事務局	こども支援局
令和2年度	設備工事	事業者公募・選定 設計・開発協議
令和3年度	(仮称) あすなる学級かわらぎ 4月1日開設	設計開発協議 新築工事
令和4年度	↓	保育施設開園

■工事予算

項目	予算(千円)
トイレ改修工事	18,272
空調設備設置工事	44,325
園庭更地工事	10,506
設計委託料	7,080
合計	80,183

■職員体制

新規採用職員	役職	所属	勤務日数・時間	予算
4名	嘱託職員	学校保健安全課	週4日 8:45~17:00	約16,000千円

■施設の位置付け

学校条例上、使用の実態	学校施設
建築基準法上	
消防法上	

■施設の使用根拠

根拠規則	内容
西宮市教育財産管理規則第10条(2)	(使用許可の範囲) 教育委員会の不登校児童生徒支援に関する事業を西宮市立瓦木幼稚園休園施設で実施する。
同規則第11条~13条	(使用許可の期間、申請、許可等) 使用許可を一年毎に更新する。
同規則第14条	(減免の申請) 使用料は、市内部のため免除とする

■地域等による施設の使用申請の扱い

根拠規則等	事務担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市学校施設の目的外使用に関する規則</li> <li>・学校施設の目的外使用許可に関する事務運営要綱</li> </ul>	学校保健安全課

#### 4 あすなる学級の学習活動

■ (仮称)「あすなる学級かわらぎ」の時間割の想定 (※「あすなる学級なるおきた」と同じ)

	月	火	水	木	金	
9:15 ~9:25	朝の会					マ イ ト ラ イ デ ー  仮 称
9:30 ~10:15	マイスタディタイム (9:30~9:45 読書タイム・相談タイム)					
10:25 ~11:10	学習活動 ・国語	学習活動 ・数学、算数	学習活動 ・英語	体験活動 ・自然体験活動 ・社会体験活動 ・奉仕活動など		
11:20 ~12:05	マイスタディ タイム	マイスタディ タイム	マイスタディ タイム			
12:05 ~12:50	昼食・昼休み・相談タイム					
12:50 ~13:20	表現活動 ・作品づくり ・作文など	スポーツタイム <活動室・運動場 >	交流活動 ・仲間づくり	学習活動 ・社会・理科 ・音楽など		
13:30 ~14:00				マイトライトタイム ・マイトライデー に向けて		
14:00 ~14:15	終わりの会					

・学習活動

みんなで学ぶ時間です。集団での学びの機会とし、社会的自立への力とします。

・表現活動

作品づくりや作文等、自己表現を行い、自分の思いを発信する場とします。

・スポーツタイム

運動場や遊戯室を使って、レクリエーションスポーツを行い、共に体を動かす楽しさを味わう機会とします。

・マイスタディタイム

自分に合った学習内容を、自主的に学習します。

・(仮称) マイトライトタイム

(仮称)「あすなる学級かわらぎ」で培ったことをもとに、図書館に行ったり、学校を訪れたりすることや、家庭での取組みなど、社会とのつながりを目指してトライすることを決めます。

・(仮称) マイトライデー

(仮称)「あすなる学級かわらぎ」で培ったことをもとに、マイトライトタイムで決めたことなどをもとに、社会とのつながりを目指してトライする日です。



## 2 市有地を活用した待機児童対策について

### (1) 西宮市立瓦木幼稚園の園庭を活用し保育所等分園を整備 (R4.4)

令和2年3月末をもって休園する瓦木幼稚園の一部を活用し、保育所もしくは認定こども園の分園を整備します。

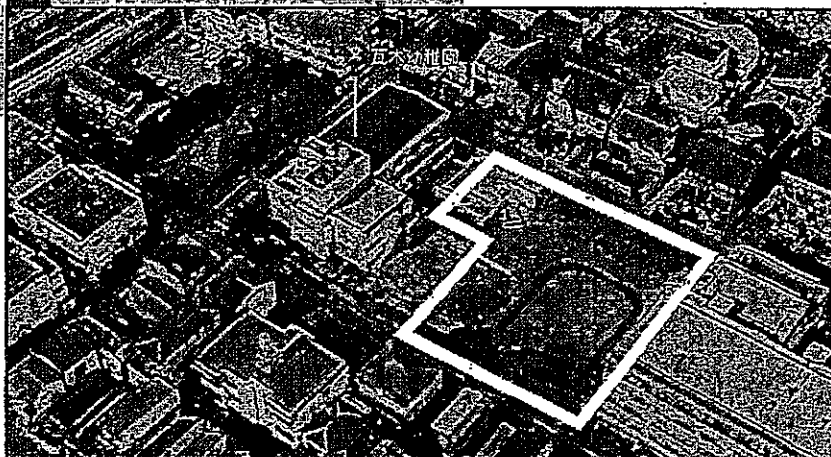
#### ①位置図等



①所在地：中島町5番2号

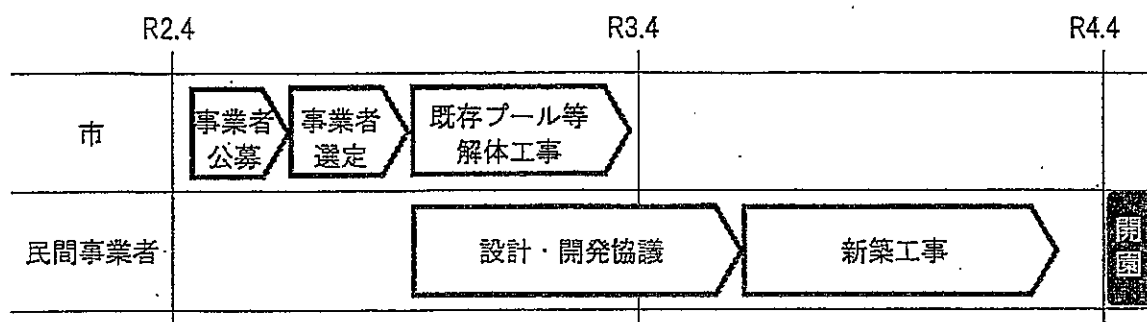
②面積：2,399 m<sup>2</sup>のうち  
1,253.4 m<sup>2</sup>

③定員：100人



画像©2019 Google、画像©2019 Digital Earth Technology、Maxar Technologies、地図データ©2019

#### ②今後のスケジュール



※12月定例会終了後、地元説明等を順次開始します。